

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
1 経常収益			
1 基本財産運用益	4,000	10,024	△ 6,024
2 事業収益	195,106,788	186,808,840	8,297,948
3 受取負担金等収益	0	0	0
4 雑収益	6,957	32,975	△ 26,018
経常収益計	195,117,745	186,851,839	8,265,906
2 経常費用			
事業費	194,416,837	186,284,123	8,132,714
給料手当	34,957,560	34,447,999	509,561
法定福利費	9,920,096	8,940,176	979,920
臨時雇賃金	19,538,558	19,549,602	△ 11,044
福利厚生費	0	4,000	△ 4,000
会議費	22,940	12,653	10,287
旅費交通費	82,700	31,120	51,580
通信運搬費	589,443	580,286	9,157
消耗什器備品費	1,793,251	690,120	1,103,131
消耗品費	4,989,075	5,264,121	△ 275,046
修繕料	6,013,098	5,276,526	736,572
印刷製本費	38,491	215,720	△ 177,229
燃料費	967,542	916,797	50,745
光熱水費	20,652,368	20,054,605	597,763
賃借料	4,243,989	4,321,403	△ 77,414
保険料	436,548	446,621	△ 10,073
諸謝金	361,288	364,328	△ 3,040
支払手数料	664,403	680,265	△ 15,862
租税公課	5,133,000	5,043,800	89,200
負担金	19,350	5,500	13,850
委託費	83,993,137	79,437,866	4,555,271
雑支出	0	615	△ 615
管理費	1,171,224	598,180	573,044
役員報酬	468,800	348,800	120,000
旅費交通費	5,460	5,790	△ 330
通信運搬費	2,970	4,440	△ 1,470
消耗品費	200	0	200
支払手数料	2,300	6,300	△ 4,000
保険料	210,550	210,850	△ 300
交際費	7,344	2,000	5,344
租税公課	20,000	20,000	0
委託費	453,600	0	453,600

経常費用計	195,588,061	186,882,303	8,705,758
当期経常増減額	△ 470,316	△ 30,464	△ 439,852
2 経常外増減の部			
1 経常外収益	0	0	0
2 経常外費用	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 470,316	△ 30,464	△ 439,852
一般正味財産期首残高	3,620,072	3,650,536	△ 30,464
指定正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産期末残高	3,149,756	3,620,072	△ 470,316
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	4,000	10,024	△ 6,024
一般正味財産への振替額	△ 4,000	△ 10,024	6,024
指定正味財産期首残高	40,000,000	40,000,000	0
一般正味財産よりの振替額	0	0	0
指定正味財産期末残高	40,000,000	40,000,000	0
III 正味財産期末残高	43,149,756	43,620,072	△ 470,316

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	40,000,000	0	0	40,000,000
合計	40,000,000	0	0	40,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(内指定正味財産 からの充当額)	(内一般正味財産 からの充当額)	(内負債に対応 する額)
基本財産 定期預金	40,000,000	(40,000,000)	(0)	—
合計	40,000,000	(40,000,000)	(0)	—

4. 引当金の明細

該当なし

【附属明細書の作成について】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第33条に規定する「重要な固定資産の明細」及び「引当金の明細」は財務諸表に対する注記に記載しているため、附属明細書は作成しない。